

労働条件通知書を 交付しましょう



労働者が希望する場合のみ

労働条件の明示

明示方法

原則 書面の交付

例外 ①FAXの送信
②メール、SNS等の送信

必ず明示しなければならない事項

労働条件通知書に記載しなければならない事項

- いつからいつまで働くのか（雇用期間）
※期間の定めのない場合もあります。
- 雇用期間が決まっている場合は更新の基準
- どこでどんな仕事をするのか（勤務地や業務内容）
- 勤務時間や休憩時間、休日など
- 給料はどのように支払われるのか（給料額の計算方法、支払の時期）
- 辞めるときの決まり（退職や解雇）
- 昇給に関する事項



定めた場合は明示しなければ
ならない事項

- 退職手当に関すること
- 賞与などに関すること
- 食費、作業用品などの負担に関すること
- 安全衛生に関すること
- 職業訓練に関すること
- 災害補償などに関すること
- 表彰や制裁に関すること
- 休職に関すること



就業規則も労働者に
配付するのがベストですね。



厚生労働省・宮崎労働局・労働基準監督署

労働条件通知書交付推進キャンペーン

宮崎労働局では、労働者の雇用の機会が多くなる3月から4月の時期に「労働条件通知書交付推進キャンペーン」を実施します

期間：3月1日～4月30日

労働局管内の労働相談状況

労働相談件数 10年間で2倍！ 年間1万件を超え！

年休・残業・退職の
相談が増加

相談内容

増加

- 年次有給休暇 いじめ・嫌がらせ
- 時間外労働 退職・解雇
- 賃金不払等

※職場への不満や労使間のトラブルもみられる

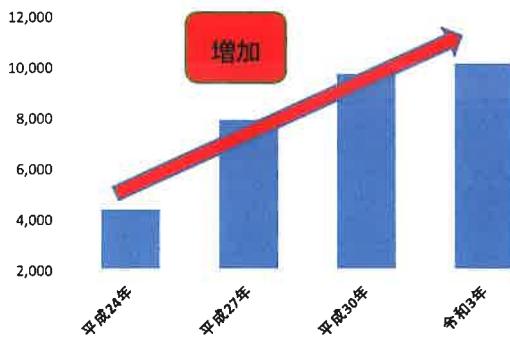
相談が増加している要因

年次有給休暇、退職や解雇の手続、時間外労働等の
労働条件について労働者に対する周知が不十分

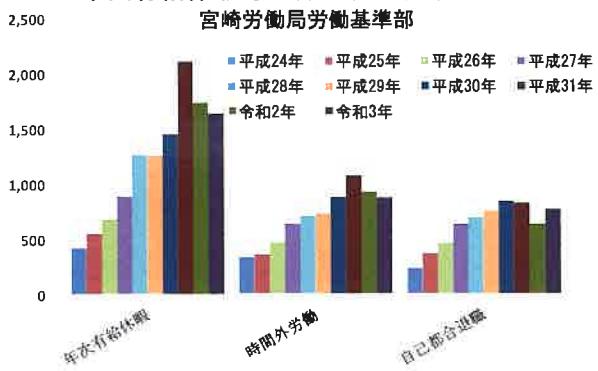
- 労働条件通知書を交付する等により労働条件を明示していない
- 労働条件の明示内容に不備がある

◎労働基準法では、事業者に対し、労働者を採用する際には、年次有給休暇・時間外労働・賃金・退職・解雇等の基本的事項を記載した労働条件通知書を交付すること等により労働条件を明示することが義務付けている

宮崎県における労働相談件数の推移
宮崎労働局労働基準部



年次有給休暇等に係る相談件数の推移



様式は、厚生労働省
ホームページをご覧ください
労働条件通知書 厚労省 検索

労働条件通知書

年	月	日
平成24年	3月	1日
平成25年	3月	1日
平成26年	3月	1日
平成27年	3月	1日
平成28年	3月	1日
平成29年	3月	1日
平成30年	3月	1日
平成31年	3月	1日
令和2年	3月	1日
令和3年	3月	1日